

諮問庁：検事総長

諮問日：平成29年4月3日（平成29年（行情）諮問第122号）

答申日：平成29年5月17日（平成29年度（行情）答申第58号）

事件名：平成28年分出勤簿（特定文書の作成に係る最終決裁者のもの）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年分出勤簿（特定年月日付最高検刑特定番号の作成に係る最終決裁者のもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月26日付け最高検企第24号により検事総長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、出勤簿の氏名の開示を求める。

2 審査請求の理由

出勤簿氏名の部分は法5条4号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

（1）開示請求の内容

本件開示請求は、「平成28年分出勤簿（特定年月日付最高検刑特定番号の作成に係る最終決裁者のもの）」を対象とした開示請求である。

（2）処分庁の決定

処分庁は、「平成28年分出勤簿（特定年月日付最高検刑特定番号の作成に係る最終決裁者のもの）」を対象文書として特定し、法5条1号、4号又は1号及び4号に該当するとして一部開示決定（原処分）を行ったものである。

2 諮問庁の判断及び理由

（1）諮問の要旨

審査請求人は、「出勤簿の氏名を開示せよ。出勤簿氏名の部分は法5条4号に該当しない。」と主張しているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述

べる。

なお、審査請求人は、原処分に対し、出勤簿に記載されている氏名の開示を求めていることから、本件対象文書の氏名欄及び押印欄のうち職員の印影の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

(2) 出勤簿について

本件対象文書は、「平成28年分出勤簿（特定年月日付最高検刑特定番号の作成に係る最終決裁者のもの）」である。

出勤簿は、各職員における勤務時間を管理するために作成する記録であって、職員ごとに毎年1枚作成し、勤務時間管理員がこれを管理しており、出勤簿には、職員が定時までに出勤したことを証するために押印等を行い、勤務時間管理員は各職員の各種休暇等及びその他必要とする事項をその都度記入しているものである。

(3) 「特定年月日付最高検刑特定番号」について

開示対象文書の探索を行ったところ、本件「特定年月日付最高検刑特定番号」は、その文書番号から最高検察庁刑事部刑事事務課（以下「刑事事務課」という。）が作成・発出を行ったものであることが判明した。また、文書の作成・発出を行った刑事事務課に確認したところ、本件「特定年月日付最高検刑特定番号」は、訴訟に関する書類に該当する文書であることが判明した。

(4) 法5条4号該当性について

ア 訴訟に関する書類に該当する特定文書について、その決裁を行った職員の氏名を公にした場合、具体的事件の関係者等から、自己の求める捜査や処分、特定の公判活動等を行わせるため、当該職員に対する何らかの不当な働き掛けや、圧力をかけられるおそれがあり、これを公にすれば、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、既に捜査等が終了した後であっても、具体的事件の関係者や当該事件に興味を抱く者等が、自己の求める捜査や処分がなされなかったことによる不満などから、上記職員に対し、直接又は電話等により、同職員が行う事務を妨害するなど、今後の犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあり、これを公にすれば、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

イ 以上のことから、本件において不開示とした職員の氏名については、これを公にすれば、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることか

ら、法5条4号の不開示情報に該当する。

3 結論

以上のとおり、審査請求人が開示を主張する本件不開示部分につき、法5条4号の不開示情報に該当するとして処分庁が行った原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 審議
- ④ 同月24日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年5月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成28年分出勤簿（特定年月日付最高検刑特定番号の作成に係る最終決裁者のもの）である。

処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号及び4号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分のうち、出勤簿に記載されている氏名の開示を求めているが、諮問庁は、これに該当するのは本件対象文書の氏名欄及び押印欄のうち職員の印影の部分（本件不開示部分）であるとした上で、当該部分について法5条4号に該当するとして不開示とした原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、審査請求人が開示を求めている平成28年分出勤簿は、「特定年月日付最高検刑特定番号」の文書の作成に係る最終決裁者のもので、その氏名に該当する部分は、不開示部分のうち当該出勤簿の氏名欄及び出勤したことを証する等のための押印欄のうち職員の印影の部分（本件不開示部分）であると認められる。
- (2) そして、諮問庁は、「特定年月日付最高検刑特定番号」については、その文書番号から刑事事務課が作成・発出を行ったもので、訴訟に関する書類に該当する文書であると説明する。
- (3) そこで、この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、刑事事務課の所管事務は、主に「刑事事件に関すること及びそれらに関連すること」とされており、また、刑事事務課において取り扱う訴訟に関する書類に付する文書番号は、特定番号Aを始まりとして

取得することとしているとのことであり、この説明を覆すに足りる特段の事情は認められない。

- (4) そうすると、「特定年月日付最高検刑特定番号」については、特定番号Aから特定番目の番号が付されていることに照らし、当該文書は刑事事務課で扱う訴訟に関する書類に該当するものであると認められることから、本件不開示部分には、上記の訴訟に関与した職員（最終決裁者）の氏名が記載されていると認めることができる。
- (5) 以上によれば、本件不開示部分について、これを公にすると、具体的事件の関係者等から、自己の求める捜査や処分、特定の公判活動等を行わせるため、当該職員に対する何らかの不当な働き掛けや、圧力をかけられるおそれがあり、また、既に捜査等が終了した後であっても、具体的事件の関係者や当該事件に興味を抱く者等が、自己の求める捜査や処分がなされなかったことによる不満などから、当該職員に対し、直接又は電話等により、同職員が行う事務を妨害するなど、今後の犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。
- (6) したがって、本件不開示部分は、これを公にすることにより、犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び4号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史